

平成 30 年度第 2 回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 平成 31 年 2 月 14 日 (木) 13 時 30 分から 14 時 30 分

2 場 所 浜田市総合福祉センター 2 階 会議室

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

14 名

(2) 欠席者

7 名

4 事務局

〔市民生活部〕

市民生活部長

〔市民生活部医療保険課〕

医療保険課長、国保係長、賦課給付係長

〔財務部税務課〕

税務課長

〔健康福祉部地域医療対策課〕

地域医療対策課長、医療対策係長

保健予防係専門技術員

〔支所市民福祉課〕

旭市民福祉課長、三隅市民福祉課長

5 議題

(1) 報告事項

報告第 1 号 平成 29 年度浜田市国民健康保険特別会計決算について

報告第 2 号 平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

(2) 協議事項

諮問第 1 号 平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 案について

諮問第 2 号 平成 31 年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について

6 会議録

【平成 30 年度第 2 回浜田市国民健康保険運営協議会 13 時 30 分 開会】

事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しておりました時間になりましたので、ただ今から、平成 30 年度第 2 回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

議案につきましては、事前に送付させていただきましたが、持参していただいておりますでしょうか。本日お手元に 2 冊、「参考資料 1」、「参考資料 2」をお配りしております。皆様お手元にありますでしょうか。

それでは、議案のほうをご覧ください。座って説明させていただきます。

1 ページの次第に沿って会議を進めさせていただきます。

まず、会議の成立宣言でございますが、議案を 1 枚めくっていただきますと、委員名簿がございます。

本日、ご欠席の委員様は 7 名で、全委員 21 名中 14 名の出席でございます。

従いまして、協議会の成立要件であります過半数以上の出席がございますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。2 番の市長挨拶でございますが、本日市長は他公務のため市民生活部長がかわってご挨拶申し上げます。

市民生活部長

失礼します。よろしくお願いいたします。市長に代わって挨拶をさせていただきます。

【平成 30 年度第 2 回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶】

国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、平素から当市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、国民健康保険においては、国保運営の都道府県単位化という大きな制度改正が今年度よりスタートしましたが、現在円滑に新制度での事業が実施されている状況でございます。

その一方で、被保険者数減少と高い医療費の傾向は続いており、今後も厳しい運営を強いられるものと考えています。

本日の運営協議会においては、平成 31 年 3 月浜田市議会に提出を予定しております平成 30 年度補正予算と平成 31 年度当初予算について、皆様に忌憚のないご意見を伺いたいと考えております。

内容につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成 31 年 2 月 14 日

代読。

どうか本日はよろしく願いいたします。

事務局

続きまして3番目の会長挨拶です。会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

会長

皆様こんにちは。お久しぶりでございます。昨年5月以来の運営協議会ということになりますが、お忙しい中繰り合わせてご出席いただきましてありがとうございます。

今日の会議はご案内がありましたように、平成30年度の補正予算と新年度、31年度当初予算を中心としたご審議を頂くこととなりますが、気楽に忌憚りの無いご意見をお出しいただきますようお願いを申し上げます。簡単ですが始めのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

事務局

どうもありがとうございました。

今運営協議会より、被保険者代表の 委員様の後任として、 委員様にご参加いただいております。一言ご挨拶をお願いします。

委員

失礼します。 でございます。どうかよろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございます。

なお、事務局についてでございますが、昨年10月より機構改革がありました。医療保険課に「賦課給付係」が新設され、国民健康保険の保険料や給付業務を行っています。

賦課給付係長の 係長です。

事務局

失礼します。昨年10月1日に賦課給付係長を拝命いたしました と申します。よろしくお願い致します。

事務局

それでは4番目の市長諮問でございます。

今回の諮問事項につきましては、議案3ページにあります、

「平成30年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について」と

「平成31年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について」の2件でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

そうしますと、5番目の、議事録署名委員の指名でございますけれども、ここからの進行につきましては、会長にお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

会長

はい。それでは、これより私の方で進めさせていただきます。
議事録の署名委員につきましては、私から指名をさせていただきます。
公益代表から、 委員。被保険者代表から、 委員。
お二人にお願いしますのでよろしくをお願いします。
続いて、議題に入らせていただきます。

まず報告事項ですが、平成 29 年度浜田市国民健康保険特別会計決算、平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。失礼します。どうぞよろしくお願いいいたします。
それでは、座って説明をさせていただきます。
まず始めに平成 29 年度浜田市国民健康保険特別会計決算の報告をさせていただきます。
議案の 5 ページと 6 ページをご覧ください。
前年度の決算につきましては、昨年 5 月に開催しました第 1 回の運営協議会にて 4 月末時点の決算見込額を報告させていただきました。従いまして細かいところにつきましては説明を省略させて頂きまして、その決算見込額と大きな差はございませんが、事業勘定の中でこの見込額の報告後に入金確認がありました国民健康保険料の収入がありましたため、決算剰余金のところ、一番下ですね、収支差引額のところを見て頂きますと、決算の剰余金がそのときの報告をした見込額よりも約 700 万円程多い 2 億 6,566 万 4,389 円となりました。
続いて今年度の国民健康保険、30 年度の国民健康保険特別会計補正予算の第 1 号について報告いたしますので議案の 7 ページをご覧ください。
事業勘定について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21 万円を減額し、総額 64 億 8,846 万円とし、直営診療施設勘定の総額から歳入歳出それぞれ 307 万 4 千円を減額し、総額 2 億 7,516 万 9 千円とするものでございます。
内容ですが、いずれも給与改定に伴う人件費の調整を行ったものでございまして、国保事務に係る人件費を 328 万 4 千円増額をし、直営診療施設に係る人件費を総額で 307 万 4 千円程減額をしております。
なお、この第 1 号補正予算につきましては昨年 12 月の議会で提案をし、成立をしていることをご報告させていただきます。以上でございます。

会長

報告事項として説明がありました。それでは皆さんのほうからご質問、ご意見を受けたいと思います。
なお、発言の際にはマイクをお持ちしますので挙手をして発表していただきますようお願いいたします。

会長

なにかご質問、ご意見ありますか。

会長

それでは、特にないようでございますので次は進ませさせていただきます。
よろしいでしょうか。

各委員

「はい。」の声

会長

それでは続いて諮問事項へ移らせていただきます。

まず、平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして諮問第 1 号 平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の第 2 号案についてご説明いたします。議案の 9 ページ・10 ページをご覧ください。

9 ページ事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4 億 3,167 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 69 億 2,013 万 3 千円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,092 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 6,424 万 7 千円とするものがございます。

事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「歳入歳出予算」によるものとしております。

まず、議案の 10 ページでございますが、1 点目の編成概要についてです。今回の補正予算は、決算見込みに基づく事業費の調整を行うものです。

2 点目の予算規模ですが、これは先ほど予算書で説明したとおりでございます。

3 点目の補正事項は、今回の補正予算から 4 項目を抜粋したものになります。

続いて議案の 11 ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算総括表の歳入についてでございます。各款ごとの補正額は記載のとおりでございますので、金額の朗読は省略させていただきます。

国民健康保険料ですが、保険料は、第 1 回の運営協議会において答申されました料率に基づき本算定を行い、補正予算の編成時の調定額に基づき計上しているものがございます。一般被保険者分が当初予算額よりも減少している理由の一つとしましては、一般被保険者数が減少しているということが影響しているものと考えております。

県の支出金ですが、これは歳出における一般被保険者に係る保険の給付費の財源調整に関連し調整を行うものがございます。

財産収入は、国保財政調整基金に係る利子が当初見込んでいたものよりも増加することに伴い調整を行うものです。

繰入金は、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業にかかる交付額の決定のほか、直営診療施設の運営に係る財源調整に関連し調整を行うものです。

続いて繰越金ですが、これは昨年度、平成 29 年度決算剰余金を計上しております。剰余金については、浜田市国民健康保険財政調整基金条例第 2 条の規定により 2 分の 1 以上を浜田市国民健康保険財政調整基金に積み立てることになっておりますので、その規定に基づき積み立てを行います。

諸収入につきまして、一般被保険者第三者納付金として 150 万円を増額計上しております。これは、第三者行為といたしまして、昨年補正でもあげましたけども、通常の病気やケガではなくて、交通事故やケンカなど、加害者による事故などで被保険者の方が負傷した場合に、いったんは公的な医療保険、この場合は浜田市の国民健康保険ですけども、保険が自己負担額以外の負担をしまして、その後加害者にその立替分を請求する、という事務の流れがございまして、過去の交通事故で重傷となった被保険者の方の、国保の給付費の立替額が確定をいたしましたことにより、交通事故の加害者が加入しておられた自動車の任意保険から約 150 万

円の支払いを受けるという想定外のものがありましたので、これを計上したものでございます。

次に歳出についてです。各款ごとの補正額は記載のとおりで、金額の朗読は省略をさせていただきます、事業別の補正事項で、概要について説明をさせていただきます。

今回、財源内訳を記載しております。ここにあります一般財源とは、保険料の収入になります。

議案の 12 ページの事業別の補正事項をご覧ください。

保険給付費についてご説明いたします。

保険給付費の補正額ですが、1 億 9,100 万円の増額で、これは一般被保険者の療養給付費及び高額療養費について給付見込み額の増に伴う調整及び財源振替を行うものでございます。

ここで本日お配りしております参考資料 1 の 8 ページから 13 ページをご覧くださいでしょうか。

参考資料 1 の 8 ページからは平成 30 年度の保険給付の今の最新の状況を載せております。平成 30 年度の当初予算として黒い実線、それから 3 月補正、今回のこの 3 月補正が破線となっております。これより、棒グラフが高いと平均の予算を超えた月となります。ラインを越えた月が多いと増額の補正が必要となります。

8 ページには療養給付費について記載しておりますので、こちらも同様にご確認ください。

同じく参考資料の 1 の 11 ページ以降は一般ではなくて退職被保険者等に係る給付状況となっております。合わせてご確認ください。

ここで議案の 12 ページのほうに戻ります。

保健事業費ですが、700 万円の減額で、こちらは特定健康診査事業の不用額の調整を行っております。

続いて、基金の積立金ですが、平成 29 年度決算剰余金約 2 億 6,500 万円の処理としまして、浜田市国民健康保険財政調整基金条例 第 2 条の規定により 2 分の 1 以上に相当する額の積み立てを行うものとし、1 億 6,128 万 2 千円の計上をしております。

諸支出金ですが、償還金といたしまして、前年度以前の事業の精算に伴います補助金等の返還見込額としまして、当初予算額 1 千円に対し 7,619 万 3 千円を計上するほか、国保の直営診療施設勘定への繰出金の調整を行っています。

以上の補正後予算額を円グラフにして、あらわしたものが、議案の次の 13 ページになります。

以上が、事業勘定の概要説明でございます。

事務局

続きまして、直営診療施設勘定の補正予算の概要について説明をいたします。

私は地域医療対策課医療対策係長の と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

議案の 14 ページをご覧ください。

平成 30 年度の直営診療施設勘定については、補正前の金額 2 億 7,516 万 9 千円に対して歳入歳出 1,092 万 2 千円の減額補正をし、2 億 6,424 万 7 千円とするものでございます。その内訳としては項目 1 番の歳入歳出予算総括表をご覧ください。

まず歳入のところですが記載のとおり診療収入は 2,112 万円ほど減額補正するものですが、その主なものとしては、患者さんのです通院間隔を伸ばす配慮を行ったことや、診療報酬改定等が影響したものではないかと考えております。またこれに伴って繰入金金は 1,019 万 8 千

円ほど増額補正をいたします。

歳出につきましても、記載のとおりそれぞれ減額補正するものですが、主なものとしては総務費では浜田医療センターからの医師派遣に伴う委託料の減額、医療費では薬剤購入費用の減額等があげられます。次の 15 ページ、補正後の歳入歳出予算について割合をグラフにあらわしておりますのでこちらのほうも参考にご覧頂きたいと思います。

直営診療施設勘定の補正予算の概要説明は以上でございます。

事務局

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

諮問第 1 号につきまして、事業勘定と直営診療施設勘定の第 2 号補正予算の説明がございました。ご質問、ご意見を受けたいと思います。

ご意見でも結構でございますが。

はい、どうぞ。

委員

失礼します。30 年度の補正予算について、総額の予算が 29 年度決算と比べてかなり少ないと思いますけども、これは単純に人が減ったからそうなったのか、健康状態が良くなったからそうなったのかどうなんでしょうか。

それから 12 ページの保健事業 700 万円が不用額ということですけども、何かをやめられたからと思うんですが、その内容はなにでしょうか。

会長

事務局。

事務局

はい。まず 1 点目の事業費規模でございますが、おっしゃるとおり被保険者の数が少しずつ減少しております。今、年度ごとでいいますと被保険者数が約 400 から 500 人ほど少しずつ減っております。その額というのが実際の予算額についても影響している部分ではないかと思っております。ただ、保険給付費につきましては被保険者数が減少している中、給付費の額については大幅に減ってはいないという状態です。これはご推察のとおり一人当たりの医療費というのが年々浜田市だけではないんですけども、少しずつ約 2%から場合によっては 3%ほど少しずつ上がっているというところがありまして、そういったところについては、まだまだやはり浜田市では医療費が非常にかかるところになっている状態でございます。

それから 2 点目の保健事業費の 700 万円についてなんですけども、これは当初の段階で特定健康診査を、医療機関に委託して健診をお願いしている部分がありまして、これについては実際の受診率の見込みをある程度組んで、その見込に対してどれくらいかかるだろうということで当初予算を見込んでおりますが、実際にはまだまだ受診率がしっかりと伸びてないという状況で、3 月末までのところの受診率でいけば、これだけの不用額が出るだろうということで、その部分について減額を調整しているところでございます。以上です。

会長

よろしいでしょうか。はい。そのほかございませんか。

それでは、そのほかに質疑・ご意見もないようですが、ここで賛否をお諮りしたいと思います。諮問第1号、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、説明どおりで承認することによろしゅうございますか。

各委員

「はい。」の声

会長

はい、それではご承認をいただきました。

続きまして、諮問第2号、平成31年度国民健康保険特別会計当初予算案について移りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問第2号 平成31年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、ご説明いたします。

議案の16ページをご覧ください。事業勘定の平成31年度歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億5,665万8千円、続いて17ページ直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,297万3千円の計上としております。

国民健康保険においては、国保運営の都道府県単位化という非常に大きな制度改革が今年度より始まっております。議案の18ページにも記載しておりますが、島根県も一保険者として保険の運営に加わりまして、県内の市町村における財政運営の責任主体となっております。これにより、市町村は島根県が決定する「国保事業費納付金」というものを納めるために、同じく県が算定する「標準保険料率」を参考にしながら、実際に賦課する保険料率を決定する形となっております。

この事業費納付金は、一度決定されると年度の途中で金額は変更されるものではございません。一方、浜田市が支払う保険給付費については、出産育児一時金と葬祭費を除いた保険給付費の全額が県の交付金として交付されることとなります。したがって、年度途中で医療費が急激な上昇傾向となり保険給付費の支払い額が当初予算額を上回るようなこと、今回の補正でもまさにその状況でございますが、そういった状況があったとしても、増えた分だけ県からの交付金が増えるため、今までのように保険給付費が増加した場合の財源に悩むことがなくなるという点では、制度改革が市町村の国保財政にとって大きなメリットとなっているといえます。

それでは、次の19ページから、事業勘定の概要を説明いたします。

ここから平成30年度の当初予算と比較する表でご説明しますが、当初予算、今年度の当初予算と比較をして増額となっておりますが、この主な理由は、国保事業費納付金額が約6,000万円ほど増額になったことによるものでございます。この要因については後ほどご説明いたします。

次に歳入歳出予算総括表です。

歳入について主なところをご説明いたします。議案の20ページでございます。

国民健康保険料10億6,963万3千円は、国保事業費納付金と納付金の対象となっていない経費を加えた額から、浜田市のほうに直接入る予定の補助金などを除いた額を推計しておりまして、それから収納率を割り戻すことにより計上しております。

平成 31 年度の保険料率は、今年 5 月に開催を予定しております次回の運営協議会において諮問をし、料率を確定することとなります。これまでの国保料率の推移それから財政調整基金の状況等を参考資料の 3 ページから 7 ページに今までの推移を載せておりますので併せて参考にご覧ください。

それでは議案 21 ページをご覧ください。

国庫支出金ですが、医療保険加入者の方、患者さんが医療機関それから薬局について、マイナンバーカード又は被保険者証を提示することにより被保険者資格があるかないかという資格の有無を確認する仕組みの導入が現在予定されております。これに関してシステムの改修が必要となりまして、その経費については国の補助が予定されておりますのでその額の見込額を予算計上をしております。

続いて県支出金ですが、「保険給付費等交付金」のうち、普通交付金は、一般被保険者それから退職被保険者等に対する保険給付費の全額が交付されるものでございます。それから特別交付金ですが、これは、市町村の特別な事情や実績に応じて交付されるものでございます。その特別交付金の中で保険者努力支援制度交付金について昨年も説明しましたが、今回も改めてご説明いたしますと、議案にありますとおり、医療費適正化に向けた取組等により点数評価されまして、その点数に応じてお金が配分される交付金でございます。具体的には、特定健康診査の受診率の向上ですとか、あるいはがん検診などの各種検診の取組、それから糖尿病等の重症化を予防する取組、後発医薬品、ジェネリック医薬品の使用の促進、あるいは収納率の向上に対する取組、適正な事業運営などについて採点を行いまして、その点数と被保険者数を乗じたものが交付額となる仕組みとなっております。

次に繰入金ですが、22 ページをご覧ください。こちらに繰入金の内訳がございました。

繰入金のうち、一般会計から保険料の軽減などにあてた分お金をもらう基盤安定制度、それから職員の人件費や国保に係る事務費、出産育児一時金の 2/3、それから財政安定化支援事業といった法律に定められた繰入金のほか、障がい者へ独自に医療費助成を行うことによる国・県の補助金のカット分、あるいは保健事業の一部、直営診療施設への運営費補助を目的とした、浜田市の政策的な繰入金を計上しております。

続いて歳出についてですが、議案 23 ページをご覧ください。

歳出につきましても主なところのみをご説明いたします。

総務費は、職員人件費をはじめとした一般管理費等でございます。この 23 ページに内訳を載せておりますが、主な増額理由につきましては、一般管理費の中で計上している、制度改正に対応するためのシステム改修の委託料にかかる経費の増額が主なものとなっております。

保険給付費についてですが、これは医療費推計に基づいて、保険給付費を予算計上しておりますが、この医療費の推計にあたり、毎月国に報告しております月報の保険給付費の記録に基づきまして、過去の平成 26 年度それから平成 30 年度の直近までの診療分の実際の給付実績から伸び率を乗じて積算するという統一的な手法で島根県が推計したものがございまして、その額を参考として、浜田市の推計額と乖離がないかどうか確認したうえで、浜田市の推計した額の予算計上をしております。

この保険給付費につきましても、1 人あたりの医療費の資料としまして、先般議案と一緒に送付をいたしました「統計でみる島根の国保」という冊子がございます。今日お持ちいただいていると思いますが、この 11 ページをご覧くださいませでしょうか。この 11 ページに一人あたりの保険者別医療費が載っております。平成 29 年度の実績でございますが、浜田市は、県内で 4 番目に高い数値となっております。また、今日お配りした参考資料 1 の一番後ろのページですが 17 ページをご覧ください。こちらは、平成 30 年度上半期の一人あたり医療費の速報値を掲載してございまして、30 年度上半期でいきますと、県内 6 番目に高い状況でござ

います。

では、議案に戻っていただきまして、議案の 24 ページをご覧ください。

国保事業費納付金についてでございます。こちらは去年の 11 月に島根県から、仮の係数で計算をした事業費納付金額が通知をされまして、その額にあがった事業費納付金を予算計上をしております。

先ほど仮係数と申しましたが、今年の 1 月の下旬に島根県から確定の係数に基づく、来年度に本当にかかる事業費納付金額が通知されましたけども、予算編成のスケジュール、今回の議会の関係ですとか、予算の編成のスケジュール上、当初予算額に反映することができませんでしたので、平成 31 年度の補正予算の計上により本係数に合わせた増減の調整を行う予定でございます。今年度の当初予算につきましては、ぎりぎりですけれども差し替えができましたので、30 年度の当初予算においては確定計数に基づく事業費納付金を予算計上しましたが、来年度につきましては、いったん仮係数に基づく事業費納付金額を予算計上をしております。

納付金の計算方法が非常に複雑ではございますが、説明いたしますので、本日お配りしてあります参考資料 2 をご覧いただけますでしょうか。

まず 1 ページをお開きいただきたいのですが、こちらは一般被保険者の医療分について、この事業費納付金がどのように決まったかをまとめた図を掲載しています。

この参考資料 2 には、仮係数に基づく数字ではなくて、本係数、確定係数に基づく数字のものを載せております。

まず最初ですけども、島根県全体、浜田市だけではなくて、島根県全体の保険給付費がいくらになるのかというのを推計した結果、これが約 520 億円となっております。そこから島根県に直接いろんな補助金が入ってまいります、その公費を除いた額が事業費納付金の島根県全体の算定の基礎額という形になります。その額を、医療費の水準や、所得の水準、あるいは被保険者の構成を基に市町村ごと、19 市町村ごとの納付金に按分します。浜田市につきましては県内において国保の加入世帯の方の所得は低いほうにありますが、ご承知の通り医療費は高くなっておりますので、1 人当たりの納付金額としましては高くなっております。

この参考資料 2 の 2 ページから 4 ページにつきましては、一般被保険者の医療分について、納付金が決定するまで、また標準保険料率どのように算出されるかというものについて各ステップにおいて掲載をしております。この中でマイナスとなっているものにつきましては、納付金が減る要素になっておりまして、逆にプラスで足されているものにつきましては、納付金が増える要素であるとお考えいただけたらと思います。

冒頭、「国保の事業費納付金額が約 6,000 万円、30 年度当初と比べて増額になっている」と申し上げましたが、3 ページのステップ 5 の中に、「前期高齢者交付金・納付金精算額」、ステップ 5 の一番すぐ下です、ここが▲5,036 万円となっております。これは、前期高齢者交付金というものがあまして、前々年度、つまり 29 年度の保険給付費が確定したことにより、概算額の時、29 年度の当時の概算額でお金をもらいすぎているので、その額を精算するというので、このもらいすぎた約 5,000 万円というものが、31 年度の納付金に上乗せになっているということでございます。ここが前年度当初と比較して納付金額が増加した主な要因となっております。県全体の保険給付費についてですが、浜田市だけではなく、他の 19 市町村合計しての結果になりますけども、保険給付費はやや減っているという形になっております。減ってはいるんですけども、浜田市を含む他の市町村についても、被保険者数の減少の傾向がありますので、やはり一人あたりの保険給付費あるいは医療費というものは少しずつ上がっているという状況になっております。

参考資料 2 の 4 ページでは、一般被保険者の医療分について、標準保険料率が算出されております。これは、1 ページの事業費納付金のフロー図にありますとおり、応能部分が 46%、

応益部分が54%の割合で計算されています。これによりますと、所得割が低く、均等割と平等割が少し高いという比率で計算をされております。この標準保険料率の出し方につきましては、浜田市独自でなくて、国の標準的なやり方でこのようになりますという、参考のものが出ておりますが、仮にこの料率そのまま賦課を行ったとした場合に、中間所得層の保険料が下がる一方で、国保加入世帯の多くを占めている低所得者の方の保険料が上がるというような試算となります。ですので、今までどおり応能部分が50%、それから応益部分が50%、の半々として賦課することとしています。

参考資料2の5ページの一般被保険者の後期高齢者支援金分、それから8ページの介護納付金分につきましては、基本的には同じ考え方で事業費納付金と標準保険料率が算出されておりますが、医療分と異なる点としましては、県全体の事業費納付金を19市町村ごとに按分する際に、医療分のように、医療費水準の高低がこの後期高齢者支援金分と介護納付金分の高低には影響しないという形で計算をされています。

それでは議案の24ページに戻っていただきまして、保健事業は、特定健康診査、特定保健指導事業に係る事業費、それから脳ドック及び人間ドック等に係る保健衛生普及費、医療費通知や後発医薬品の利用促進などの医療費適正化事業等に係る経費を計上しております。

この保健事業、各事業のうち、①番目の特定健診・保健指導については、今年度から健診の自己負担を1,000円から無料としておりまして、平成31年度以降も当面この無料を続けていく予定でございます。

また、③番目の医療費適正化事業につきましては、昨年度に引き続き、糖尿病性腎症の重症化予防対策事業といたしまして、医療機関の皆様とも協力しながら対象となる方に対しての指導をしっかりと進めていきたいと考えております。これは島根県の栄養士会等といった地元の団体の協力も頂きつつ、市の保健師・栄養士のスキルアップを図りながら、生活習慣病に係る医療費の適正化に向けた取組みを続けていきたいと考えております。

以上が、事業勘定です。

事務局

続きまして、26ページをご覧ください。直営診療施設勘定の平成31年度当初予算の概要についてご説明いたします。

31年度の直営診療施設勘定の当初予算額は歳入歳出2億7,297万3千円になります。

まず歳入では、診療収入について実績を考慮して減額とし、繰入金は309万1千円の増額として計上をしております。なお、この繰入金は国民健康保険特別会計の事業勘定からの繰入でありまして、へき地直営施設交付金から2,578万1千円を、運営補助金から7,291万5千円を、計9,869万6千円を計上しております。

続きまして、歳出では総務費が624万円の増額となっております。これは島根県から内科医師1名の派遣を新たに受けることなどが影響したものです。それから医業費については323万5千円を減額しております。これは前年の実績を考慮して薬剤購入費用などを減額したものです。そして公債費についてはあさひ診療所の返済が終了したことから827万5千円を減額しております。

また、27ページには歳入歳出予算の内訳を、28ページには歳入歳出予算の割合をグラフにあらわしておりますので、そちらも参考にご覧頂きたいと思っております。

直営診療施設勘定の平成31年度の当初予算の概要説明は以上でございます。

事務局

事業勘定につきましても25ページにそれぞれ歳入歳出のグラフを併せて載せております。

ご確認いただきたいと思います。

ご参照の上よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会長

はい。事務局の説明が終わりました。それでは、諮問第2号 平成31年度当初予算につきまして、ご質疑、ご意見を伺いたいと思います。

なかなか複雑で質問されるのが難しいかと思いますが、保健事業に今までご意見が出ておりますが、それも含めてご質問を受けたいと思います。

資料の一読の時間が要りましょうか。参考資料が今日配られておりますので・・・。

会長

特に無い様ですが、賛否を問うてもよろしいでしょうか。

はい。特にご質疑、ご意見がないようですので、当初予算、平成31年度の当初予算案につきまして、賛否を諮りたいと思います。平成31年度国民健康保険特別会計当初予算案につきまして、提案どおり決定をしてもよろしゅうございますか。

各委員

「はい。」の声

会長

では、賛成多数ということで承認をいただきました。

それでは次にその他事項について、事務局からお願いします。

事務局

はい、その他事項でございますが、議案の30ページをご覧ください。

平成31年度に制度改正が予定されていますので情報提供いたします。

まず1点目でございますが、低所得者の保険料負担軽減の所得基準額引き上げについてでございます。

国民健康保険料は、所得状況により1人あたりにかかる均等割と1世帯あたりにかかる平等割を軽減しております。その軽減の区分のうち2割軽減それから5割軽減の対象となる所得基準額を引き下げることにより軽減対象世帯が拡充されます。また、拡充されたことにより、保険料の収入が減る部分につきましては、保険基盤安定繰入金というもので財政支援されることとなります。

また、2点目、賦課限度額につきまして、平成31年度から医療分が3万円の引上げで61万円になることが決定しております。

これらの改正につきましては平成31年度の国民健康保険料から適用されることとなりますので、条例の改正を予定しております。

その他事項について簡単ですが説明させていただきました。

それから、資料にはございませんが、次回の運営協議会を5月16日、木曜日の13時30分からさせていただこうと思っております。会場につきましては今回、今までの講堂でやっていたものを急遽こちらでさせていただいたんですけども、また講堂のほうで開催させていただく予定にしております。よろしくようお願いいたします。諮問の内容につきましては保険料率、31年度の保険料率についての諮問です。

事務局からは、以上でございます。

会長

その他として説明がありました。

なにかご質問があれば・・・

よろしいですか。特にそれでは無い様ですが、委員の皆様からのほうから、その他について何かありますでしょうか。

はい。

委員

と申します。

ちょっとあの、非常にですね、事務処理が複雑になってきているのではないかなという懸念をしているんですけども、広域化してからですね、事務量として、市の方の負担というのは少しでも軽減されてるんでしょうか。なんかちょっと、説明を聞くとですね、やっぱり逆に事務量が増えてるんじゃないかなという気がしてならないんですけども・・・

その辺を、ちょっと、お聞かせいただいたらなというふうに・・・お願いしてもよろしいでしょうか。

会長

はい。事務局からどうぞ。

事務局

ありがとうございます。この都道府県単位化が平成30年度から始まるということで、その前から県と、いろいろ協議をしておりますが、国も県も、いずれも事務量が減るということは、口が裂けても、というんですか、一言も言っておりません。会議の中で私どもは、委員様、先ほどご指摘のとおり、やはり広域化するというのであれば、財政運営だけでなく、事務の統一化の中でなるべく職員の負担が無いように、それが結果的に被保険者の皆様にとっていい形になるということでいろいろ提案をしてみました。実際の事務量としては増えているところでございます。増えている業務につきまして、簡単に今思いつくまま言いますと、都道府県で国保の資格ですとか給付についてを一つのところに集約するというような仕組みを新たに構築して、その集約をするためにいろいろな事務作業が出ているところが増えたところの1つ、それから、また、保険料については、あの、国も保険料率の動向は当然注視をしていることで、調査・報告ものがより増えたということが1つ、それから補助金の申請について、今回新たに県の特別会計というのができたことにより、事務が軽減されるのではないかと期待しておりましたが、これについては逆にかなり厳しいスケジュールで、補助金の基本資料を作らないといけなくなったということで、我々もそうなんですけども、ほかの市町村とかの会議の中で聞く限りでは、やはり事務が非常に増えているということでございます。これにつきましては、やはりこのままでは今の人員の中で、なかなか難いだろうということで、今少しずつ県の中でいろいろやり方が違う事務処理について、少しでも統一化しようと、これは事務のやり方を変えるということもそうですし、もっと大きいところでいきますと、今私どもで資格・給付などを管理しているコンピュータのシステムを統一化して、同じ事務処理で同じやり方で事務を簡素化していこうという動きを今少しずつ進めているところでございます。事務が忙しいからといって、被保険者の方に対する窓口業務などのサービス品質を下げることが無いように、少しずつ知恵を絞りながら、やってい

かないといけないと思っておりますので、その激励と受け止めて引き続き頑張っております。よろしくお願いいたします。

会長

はい。その他ございますでしょうか。

はい。他に無いようでございますので、それでは、本日課せられました協議事項については、これで終了させていただきます。

短時間ではありましたが、慎重にご審議をいただきました。諮問されました事案につきましてはご承認をいただきましたので、そのように答申をさせていただきます。暦の上では春を迎えたところではございますが、まだまだ寒い日が続くんだろうと思います。風邪などひかれませんように念じまして、これで本日の会議は終わりとします。

どうも、お疲れでございました。

事務局

会長様本当にありがとうございました。

平成31年4月から、医療保険課、課名がですね、「保険年金課」に変更となります。

皆様方にも引き続きご協力、御指導賜りますようお願い申し上げます。

また先ほどありましたように、運営協議会を5月16日木曜日1時半から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、大変ありがとうございました。

【平成30年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 14時30分 閉会】